

ガソリンスタンド



事業所関係者のみなさまへ



令和元年7月18日、京都府京都市伏見区のアニメーション制作会社において、極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。本火災の詳細については、管轄する消防本部等において、現在調査中ですが、ガソリンをまいて火をつけたものとみられることから、給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて消防庁から通知がなされました。

ガソリンは使い方を誤れば非常に危険なものであり、重大な人的被害を伴う事件、事故につながるおそれがあります。

ガソリンなどの危険物の危険性について十分理解し、未然に事件、事故を防ぐため、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

- ガソリン等の容器への詰め替えは、消防法令に適合した容器（携行缶等）を用いて行ってください。
- ガソリンを小分けで販売する際は、身分証の確認や使用目的の問いかけを行ってください。
- 販売した数量、購入目的の記録等を行ってください。
- 不審者を発見した際は、最寄りの警察署へ通報してください。



奈良県広域消防組合 消防本部予防部危険物課

〒634-0816 奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3 電話:0744-26-0117 FAX:0744-46-9114